

平成 26 年 2 月 4 日

市議会臨時会提案説明

(議案第 2 号及び議案第 3 号)

本日は、市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご参集くださいまして、誠にありがとうございます。

さて、先般、全員協議会の場でご報告申し上げましたように、地方独立行政法人桑名市総合医療センターが進める新病院建設工事に係る入札は、事業者から入札辞退届が提出されたことから中止となりました。

このことは、市といたしましても大変残念なことと受けとめており、開院が遅れますことに議員の皆さまをはじめ、市民の皆さまには、大変申し訳なく思っております。

しかしながら、新病院の整備は、本市の最重要施策の一つであり、桑名の地域医療のためにも必ずやり遂げなければならない事業であります。

そこで、再入札のため、桑名市総合医療センターにおいて、市場の動向に関する調査や事業者に対するヒアリングを行い、入札の辞退に至った要因を分析いたしました。

市は、この分析の結果から、新棟新築工事をはじめ、既存棟改修工事に関する入札を実施するためには、事業費の増額や工事の期間等を見直すことが必要と判断いたしました。

そのため、今後の新病院整備事業についてご審議をいただきたく、臨時会の開催をお願いしたものでございます。

よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、上程になりました各議案につきまして、その大要をご説明申し上げます。

ご審議をお願いする議案は、一般会計及び桑名市総合医療センターへの貸付事業特別会計の補正予算で、新病院整備事業費の見直しに伴うものでございます。

今回の補正予算では、新病院整備事業に関して設定しております債務負担行為について、限度額を一般会計と特別会計合わせて、33億6千万円余増額したうえで、期間の見直しを行っております。

また、歳入歳出予算では、新病院建設工事について本年度の執行が見込めないことから、工事関係の予算を減額いたしました。

それでは改めて、議案に沿ってご説明申し上げます。

議案第2号「平成25年度一般会計補正予算（第6号）」では、債務負担行為につきまして、期間を平成28年度までの4カ年とし、合併特例事業債を財源とする病院整備費について、限度額を7億8,790万円増額いたします。

歳出では、合併特例事業債を財源とした病院への出資金を1億7,840万円減額しており、歳入では、この財源として予定をしておりました合併特例事業債の借入額を同額減額いたしました。

次に、議案第3号「平成25年度地方独立行政法人桑名市総合医療センター施設整備等貸付事業特別会計補正予算（第3号）」につきましても、債務負担行為につきまして、期間を平成28年度までの4カ年とし、病院事業債等を財源とする事業統合費等貸付金について、限度額を23億6,406万6千円増額いたします。

また、地域医療再生臨時特例交付金を財源とする事業統合費等交付金について、限度額を2億819万3千円増額いたします。

歳出では、病院事業債を財源とした病院への貸付金を5億3,520万円、県の地域医療再生臨時特例交付金を財源とした病院への交付金を2億3,987万2千円、それぞれ減額いたしました。

歳入では、これら歳出の減に伴い、所要の整理をいたしました。

なお、工事費以外の備品購入等に係る経費につきましては、今後の執行状況を精査のうえ、最終補正予算で対応を行って参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。